

平成 20 年度決算における健全化判断比率等の公表について

平成 20 年度決算における実質公債費比率が早期健全化基準を上回っているため、平成 22 年 3 月 31 日までに、議会の議決を経て「財政健全化計画」を策定する必要があります。しかし、平成 21 年度決算では、これまでに取り組んできた行財政改革により、早期健全化基準未滿となる見込みです。

健全化判断比率

区分	平成 20 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	13.65%	20.0%
連結実質赤字比率	－	18.65%	40.0%
実質公債費比率	26.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	241.5%	350.0%	定められていない

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「－」を記載しています。

資金不足比率

会計の名称	平成 20 年度決算	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	－	20.0%
下水道事業企業会計	－	20.0%
町立地方卸売市場事業特別会計	－	20.0%
国民宿舎事業特別会計	－	20.0%
宅地造成事業特別会計	－	20.0%
公立香住病院事業特別会計	－	20.0%
上水道事業企業会計	－	20.0%

(注) 資金不足額がない場合は、「－」を記載しています。